

関係者各位

2012年7月27日

のれんの減損及び償却に関する質問票

各位：

IASB は、IFRS の開発又は大幅な修正が行われた場合、適用後レビュー（PIR）を実施するとされており、IFRS 第3号「企業結合」に関する適用後レビューは2013年に着手することが見込まれています。また、適用後レビューは、通常、基準等の開発中に特に議論があるとして識別された重要な論点と、予想外のコスト又は直面している適用上の問題点についての検討に限定されています⁽¹⁾。

IFRS 第3号では、IAS 第36号「資産の減損」に従って、少なくとも毎年、のれんの減損テストを行うことが要求されており、のれんの償却はされません。のれんの償却の禁止規定は、2004年版のIFRS 第3号に含められましたが、2004年のIFRS 第3号の公表前には、IAS 第22号「企業結合」において、耐用年数の最善の見積り期間（一般的には当初認識から20年⁽²⁾を超えない）にわたり規則的にのれんを償却することが求められていました。また、企業がそれよりも長い耐用年数があることを立証できる場合には、償却期間を20年超とすることが認められており、その場合には、IAS 第36号に従って毎年減損テストを行うことが求められていました。

IASB は、IAS 第22号の要求事項を廃止する決定の理由を、IFRS 第3号（2004年版）の結論の根拠において説明しています⁽³⁾。

¹ 適用後レビューに関する IASB のルールは現在改訂作業中である（“IASB and IFRS Interpretations Committee - Due Process Handbook - Invitation to comment”, May 2012 参照）。

² 米国では、APB 第17号において、40年とされていた。APB 第17号は FAS 第141号によって置き換えられ、のれんの償却は廃止されている。

³ 当初認識後ののれんの償却を廃止することの理由を IASB は IFRS 第3号（2004年版）の結論の根拠（BC140項から BC 142項）において以下のように説明している。a) **信頼性**。審議会は「取得したのれんの耐用年数及びのれんが減少するパターンは一般に予測できないが、その償却はこのような予測に左右される。その結果、ある任意の期間の償却額は、取得したのれんの当該期間中の消費についての恣意的な見積りとして説明するほかない」と述べた。b) **有用な情報**。企業がのれんの全体的な価値を一定期間にわたり維持できることを前提にすれば、のれんは資産である、また、ある意味でその存続期間中に当初に認識されたのれんは自己創設のれんに置き換えられると認識されている。しかし、審議会は、取得したのれんの消費を反映する定額の償却費用と、それに置き換わる認識されていない自己創設のれんの両方があることの有用性に関しては依然として疑問だとした。審議会は「厳格で運用可能な減損テストを考案できれば、のれんを償却せず、その代わりに毎期減損テストを行い、のれんの減損の可能性を示す事象又は状況の変化があった場合にはそれより高い頻度で減損テ

本基準の審議プロセスにおいて IASB に提出されたコメントレターによって立証され、また、過去 10 年におけるこのトピックについての国際的な議論によって確認されているように、のれんの償却を禁止する決定は議論の絶えないものであります。

このため、イタリアの会計基準設定主体（OIC）と欧州財務報告助言グループ（EFRAG）は、IFRS 第 3 号の IASB の適用後レビューに対して早期のインプット及び深度のある分析を提供することを目的として、プロジェクトに着手しました。本プロジェクトでは、のれんの減損に係る要求事項及び IAS 第 36 号の減損テストの適用による財務報告の利用者にとっての価値に焦点を当てています。

本件に関する関心の高さは、IASB の議長 Hoogervorst 氏による最近のスピーチ⁴（以下、抜粋）でも示されています。「取得したのれんは、事後的に年次の減損テストの対象となる。実務上、こうした減損テストは必ずしも十分な厳格さをもって実施されていないように思われる。多くの場合、企業が減損を貸借対照表に認識する前に、株価が減損を反映している。言い換えると、減損テストは遅すぎる。全体として考えると、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューとの関連で、のれんについて再度検討することは良い考えであるかもしれない。」

本プロジェクトの範囲は、現在の要求事項におけるのれんの事後測定に限定されています。

本プロジェクトの出発点は、OIC と EFRAG の事務局が作成したこの質問票であり、これは、欧州の関係者及びこの調査に協力して頂く欧州域外の関係者（利用者、作成者、及び基準設定主体）に配布されます。本プロジェクトのその後の進め方は、この質問票によって入手された事実及び見解に基づき決定されます。

この質問票は、5 つのパートに分かれており、各部で扱っている論点は、主に異なる種類の関係者を対象としています。但し、ご希望の場合、質問票のすべてのセクションで提起された質問への回答を募集して頂くことを歓迎しております。本質問票の 5 つのパートは次のとおりです。

パート 1 取得したのれんの事後測定について、現行の会計処理に基づく財務情報の有用性に関する質問が含まれている。このパートの主な対象は財務諸表利用者である。

パート 2 のれんの償却の廃止と自己創設のれんの取扱い（IAS 第 38 号「無形資産」）との整合

トを行うというアプローチによって、企業の財務諸表利用者にもっと有用な情報が提供される」ということに納得した。

⁴ The imprecise world of accounting（「会計という精密ではない世界」）、国際会計教育研究会(IAAER)カンファレンス（アムステルダム、2012年6月20日）。

性、及び金融危機におけるのれんの減損の影響を検討している。このパートの主な対象は、会計基準設定や規制に関与する人々である。

パート3 のれんの減損テストに関する適用のコストについて質問している。主な対象は財務諸表の作成者である。

パート4 のれんの減損の適用に関する監査可能性について質問している。主な対象は財務諸表の監査人である。

パート5 のれんの減損に関連する学術研究又は組織による研究について質問している。主な対象は学識者である。

下記の質問に対しまして、2012年9月30日までに staff@fondazioneoic.it 宛に送信していただくと幸いです。

背景情報

あなたは、どのようなお立場ですか。

- 財務諸表作成者
- 財務諸表利用者（どのような種類の利用者なのかを記載して下さい（売手サイドのアナリスト、買手サイドのアナリスト、銀行、仕入先、従業員、等）： _____
- 監査人
- 学識者
- 規制当局
- 基準設定主体
- 本質問票における回答は、ASBJ スタッフの見解であり、委員会として質問票への回答について審議を行ったわけでない旨についてご留意いただきたい。
- その他（具体的に記載）： _____

どの国であなたの組織又は企業は事業を行っていますか。

日本

あなたの回答に関して質問がある場合に、ご連絡をさせて頂いてもよろしいですか。

- いいえ
- はい（連絡先の詳細を記載）：

関口智和

t.sekiguchi@asb.or.jp

+81-3-5510-2762

パート 1

取得したのれんの事後測定に係る現在の会計処理をベースとした財務情報についての利用者にとっての有用性

論点の記述

適用後レビューのプロセスにおいて、実務上、のれんの減損が利用者にとって情報価値がある旨を立証できるのかどうかについて、現在の会計処理の要求事項を検証するためにテストすることが必要である。この点について、利用可能な一部の学術研究を分析してみると、次のように見解が分かれているようである⁽⁵⁾。

1. のれんの減損は、将来キャッシュ・フローの予測に役立つ（予測価値）ため、利用者にとって情報価値がある。これは、投資者及び財務アナリストが、減損の発表に対して否定的に反応し彼らの短期的及び長期的な予想を調整するという事実によって立証されるかもしれない。
2. のれんの減損は、企業の将来キャッシュ・フローについての現在の見積りを確認するのに役立つ（確認価値）ため、利用者にとって情報価値がある。
3. のれんの減損は、利用者が将来キャッシュ・フローを予測することにも企業の将来キャッシュ・フローの現在の見積りを確認することにも役立たない（価値がない）ため、利用者にとって情報価値がない。

質問

[Q1] 次の要素⁽⁶⁾のうち、通常、のれんは何で構成されていると思いますか（複数回答可）。

- 将来の経済的便益を創出する未認識の資産（例えば、労働力）
- 認識又は測定のみスマッチ（例えば、繰延税金や年金）
- 取得対象会社に係る過大な支払
- 被取得会社の資産及び負債の測定の誤謬
- シナジー

⁵ これらの見解は、このトピックに関する一部の学術論文の分析に基づいている。

⁶ 詳しい説明については IFRS 第 3 号「企業結合」BC313 項参照。

他の要素（具体的に記載）：

[Q2] 企業の財政状態及び業績を評価する際に、財務諸表に表示されているのれんに関する情報を利用しますか。

- はい（セクション [Qz]に進んで下さい）
- いいえ（セクション [Qx]に進んで下さい）

セクション [Qx]

財務諸表に表示されているのれんに関する情報を**利用しない**場合、このセクションの質問に回答して下さい。

[Qx1] 財務諸表で報告されているのれんに関する情報をなぜ利用しないのですか（複数回答可）。

- のれんの分析あるいは企業（グループ）の予想キャッシュ・フローの見積りの際には、財務諸表に含まれていない他の利用可能な情報を利用の方が効果的であるため。この回答を選択する場合、より効果的と考える他の利用可能な情報はどのようなものが該当するかについて説明して下さい。

- 財務諸表で報告されているのれんに関する情報は十分に信頼性のあるものではないため（その情報は企業が適用する仮定に大きな影響を受け、これらの仮定は容易に検証又は検

討ができないため)。

- 企業の財政状態及び業績を分析する際に会計情報を使用するためには、報告数値にあまりにも多くの修正を加えなければならず、負荷が大きすぎるため。
- 報告されているのれんがどのようなものによって構成されているのか不明確であるため（報告されているのれんは、以前に取得したのれんと、新たな自己創設のれん、異なる資金生成単位の間で再配分された潜在的なのれんなどの混合であるため）。
- 報告されているのれんは企業ののれんの一部にすぎないため（少数株主に帰属するのれんも、自己創設のれんも、報告数値には含まれていないため）。
- 将来の利益に関する企業固有の予想から生じるノイズを取り除くために、のれんの金額を直ちに資本と相殺しているため。
- 他の理由（具体的に記載）：

[Qx2] のれんの会計処理に関して、利用者にとって財務情報をより有用にすることのできる他の方法があると思いますか。

- いいえ
- はい（より有用な情報とするために、のれんをどのように会計処理すべきかを記載）：

質問 [Q3]へと進んで下さい。

セクション [Qz]

財務諸表に表示されているのれんに関する情報を利用している場合、このセクションの質問に回答して下さい。

[Qz1] のれんに関する会計情報の利用目的を記載して下さい（例えば、企業の将来キャッシュ・フローの見積り、資本の十分性の分析、経営者の受託責任の評価、など）。また、そうした情報を通常どのように利用していますか。

[Qz2] 企業の分析において、想定されるのれんの内容に応じてのれんの金額を異なる方法で利用しますか。例えば、のれんを構成しているのが、主に、未認識資産（例えば、労働力）、認識又は測定の不釣り合い（例えば、繰延税金や年金）、取得対象会社に対する過大な支払、測定の不釣り合い、あるいはシナジーと考えられる場合、のれんの数字をそれぞれ異なる方法で利用しますか。これは、報告企業が属する業種によって異なりますか。

- いいえ
- はい（のれんの金額をその内容に応じてどのように利用するのかについて記載）：

[Qz3] のれんに関する財務情報の信頼性全般を評価するために具体的な要件を使用していますか
(例えば、報告企業が上場しているかどうか、報告企業が提供する財務情報を調査する利用者・
財務アナリストの人数、企業のガバナンスの質、など)。

- いいえ
- はい (適用している要件・閾値を記載) :

[Qz4] 次のどちらが、最も目的適合性の高い情報を提供すると思いますか。

- 貸借対照表に認識されているのれんの金額
- 貸借対照表に認識されているのれんの金額の変動

[Qz5] 現金決済による企業結合で取得したのれんについて、株式交換によって決済された企業結合
で取得したのれんと異なる方法で扱いますか。

- いいえ
- はい (異なる種類の取扱いを記載) :

[Qz6]分析において、報告されているのれんの金額を他の情報と一緒に利用したり、会計上の表現を修正したりか、又は自らの仮定、パラメーター若しくは他のデータを反映するように修正したりしますか。

- いいえ
- はい。その場合、その情報をどのように利用していますか（以下から、一つ又は複数を選択）：
- 企業の経済的業績（すなわち、一定の期間にわたる企業の収益力）の分析においては、利益の増加又はコストの減少という形で、取得したのれんが緩やかに実現していくことを考慮している（のれんの「自然な費消」）。
- それぞれの企業結合で取得したのれんを（可能な範囲で）一定期間にわたり識別し追跡するための分析ツールを使用している。
- 企業の財務諸表から控除できるもの以外で、資金生成単位にのれんを配分するための具体的な要件を適用している（例えば、セグメント報告）。
- のれんは、会計上、「耐用年数を確定できない」資産と考えられる。しかし、各資金生成単位に配分されたのれんについて耐用年数を設けるため、具体的な規準を開発又は使用している。
- その他（分析において考慮しているか、又は報告されている財務データを修正するために使用しているその他の事項を記載）：

[Qz7] 企業の分析において（例えば、将来キャッシュ・フローを見積る際に）、のれんの金額を他の無形資産と異なる方法で扱いますか。

- いいえ
- はい（どのように異なるのかを記載）：

[Qz8] のれんの会計処理について、現在要求されている方法以外に、財務情報の有効性を高め、それによって利用者にとっての有用性を高めることができるような、他の方法があると思いますか。

- いいえ
- はい（どのような方法なのかを記載）：

減損

[Qz9] のれんの減損に関する会計情報は、企業の将来キャッシュ・フローを見積るために有用だと思いますか。

- はい
- いいえ（当該情報の他の形態の用途を記載）：

[Qz10] のれんの減損に「予測」価値がある状況（例えば、企業の収益性の将来の低下を示唆できる）を、「確認」価値のみがある状況（例えば、市場参加者がすでに行っている評価の確認を提供する）と区別するために、具体的な規準を開発したか又は使用していますか。

- いいえ
- はい（その規準件及び主要なドライバーを簡単に記述）：

「はい」の場合：

のれんの減損に予測価値があると評価される場合に、予想キャッシュ・フローを変更しますか。例えば、のれんの減損は、ある期間における企業のある事業単位の予想外の業績不振が続くことを示すと思いますか。あるいは、のれんの減損は株価が下落する可能性が高いという指標として考えますか。

- はい
- いいえ

のれんの減損に確認価値がある場合、市場相場のトレンドはどのように、また、どの程度、これを反映していますか。

[Qz11] 特定の金額よりも多額であるか、又は他の具体的な規準によって重要と考えられる減損金額のみを考慮していますか。

- いいえ
- はい

[Qz12] 報告企業が実施した減損テストを分析するにあたり、その企業が適用した仮定の変更の影響（例えば、割引率、成長率に関する仮定の変更など）について考慮しますか。

- いいえ
- はい

[Qz13] 特定の状況において（例えば、企業が前年度に多額の経済的損失を報告したが減損損失が同時に認識されなかった場合）、のれんに関して将来生じ得る減損損失を分析に反映しますか。

- いいえ
- はい

[Qz14] のれんの減損損失の頻度あるいは大きさは、あなたの分析にとって目的適合性がありますか（例えば、頻繁で少額の評価減は、一時的な多額の評価減とは異なる方法で扱いますか）。

- いいえ
- はい

[Qz15] 報告企業の経営陣の交代後に減損損失が認識されると、通常、予見しますか。

- いいえ
- はい

セクション [Q]

他の事項

[Q3]: のれん及び減損の会計処理に関して何か追加的なコメントがありますか。

- いいえ
- はい（具体的に記載）：

パート 2

のれんの償却の中止と自己創設のれんの取扱い (IAS 第 38 号) との整合性及び金融危機におけるのれんの減損の影響

のれんの償却の中止と自己創設のれんの取扱い (IAS 第 38 号) との整合性

IFRS 第 3 号の公開草案 (2004 年)への回答において、過半数のコメント提出者は、のれんは償却すべきだと考えていた。

主な技術的な主張は、取得したのれんは消費され自己創設のれんに置き換わる資産であるというものであった。この観点では、一定の期間にわたる償却は、次の 2 つについて合理的なバランスをとったものと見られていた。すなわち、一方は、消費のパターン (耐用年数を含む) について信頼性をもって見積ることの難しさ、他方は、取得したのれんをそれが消費される期間にわたって配分することの必要性である。このアプローチを支持する者は、取得したのれんを償却することにより、IAS 第 38 号において自己創設のれんの認識を一般的に禁止していることとの十分な整合性が確保されると主張した。

さらに、のれんを償却しないという決定は、他の企業を取得した企業と取得していない企業の財務諸表の比較において偏りを生じる可能性がある。他の企業を取得した企業は、自己創設のれんを (取得したのれんの限度まで) 認識することができる。他の企業を取得していない企業は、自己創設のれんを認識することができない。

取得したのれんについて償却を止めたことによって、減損テストの意味が黙示的に変更されている。このテストの目的は、もはや、取得したのれんが償却に反映される範囲を超えて消費された (すなわち、企業に便益を提供した) のかどうかをチェックすることではない。現在、減損テストの目的は、新たな自己創設のれんが取得したのれんを置き換えたかどうか (及び、その程度) を検証することである。

[Q4] 減損損失によるもの以外に、取得したのれんに関する価値の減少を認識しないことは、概念的に、すでに「消費」された取得したのれんを置き換えるために (当初のコストの範囲内で) 自己創設のれんが認識されることを意味すると思いませんか。

- いいえ
- はい（その場合、自己創設のれんの認識を禁止する IAS 第 38 号との不整合は、どのように解決されうると思いますか。）

IFRS では、自己創設のれんについて、信頼性をもって原価で測定できるような企業が支配する識別可能な資源ではない（例えば、分離可能でも契約その他の法的権利から生じたものでもない）という理由から、その認識が禁止されている（IAS 第 38 号「無形資産」第 48-50 項）。

取得のれんは、企業結合時において財政状態計算書に認識されるが、これは、差額として計算されるため、構成要素が何であるかを判断することは困難である。但し、のれんが一般的に超過収益力を表すものであると仮定すれば、経済的にみて、のれんの価値は他者との競争を通じて減価することになる。このため、のれんが一定期間にわたって償却されない場合、減価している旨は会計記録に表示されないことになってしまう。仮に超過収益力が維持されている場合であったとしても、それは、必ずしも、取得のれんが減価していないということを意味するわけではない。実際には、のれんの価値は、企業による追加の投資や努力によって維持されるのが通常であり、のれんの償却を行わない場合、追加投資によって創出される自己創設のれんの認識につながってしまう可能性がある。このような観点からすれば、取得のれんの償却は、それが費消される期間にわたって当該のれんへの投資を配分するための方法と考えられ、結果として生じる費用が包括利益計算書において関連する収益と対応することになる。

償却アプローチと減損アプローチのいずれによっても、投資が回収されるか、投資が失敗だったと見做される場合に、取得のれんの残高が減額され、関連する金額を純損益に認識することになるという理由から、一定期間にわたって取得のれんについて費用を配分することは、厳格で頻繁な減損テストによって可能となるかもしれないと主張する者がいるかもしれない。ASBJ スタッフは、仮に企業が減損テストの実施において、取得のれんの部分と取得後に認識される自己創設のれんを区別することが出来るとすれば、当該主張はもっともであるとする。しかし、のれんは残余として計算されるものであり、多くの要素から構成されるものであることを踏まえると、のれんのうち特定の部分を区分することは殆ど不可能である。例えば、IAS 第 36 号「資産の減損」では、企業が取得のれんを取得企業の資金生成単位（CGU）に配分した上で、CGU における回収可能価額がその帳簿価額よりも小さい場合、のれんの減損損失を認識することが要求されている。ASBJ スタッフは、当該計算は、CGU 全体の回収可能価額を測定することを可能とするだけのもの

である旨に留意している。言い換えると、取得時点における取得のれんの計上額と報告日における当該取得のれんの価値を比較することは不可能であるといえる。このため、たとえば、厳格なテストが各期間において実施されたとしても、新たに創出された自己創設のれんがのれんの残高を全体として増価させていた場合、取得時において認識されたのれんは減損していると思われなければならない。

また、のれんのうち少なくとも一部の要素については期間の経過に伴って減価しないという主張があるかもしれない。しかし、のれん全体のうちで当該部分について正確に識別することは極めて困難である。このため、ASBJ スタッフは、のれんは全体として概ね超過収益力を表示していると仮定する方がより合理的であると考えている。

さらに、取得のれんが費消される期間及び償却方法を識別することは困難であり、企業の見積りは裁量的であるとの指摘がされるかもしれない。ASBJ スタッフは、こうした見積りが困難である旨に同意するが、これは取得のれんに限った話ではないことに留意している。固定資産の適切な償却期間や償却パターンについても、予想される物理的自然減耗だけでなく、技術的又は経済的な陳腐化をも考慮することが要求されており、適切な償却期間と償却パターンを選択することは困難である。

上記を踏まえ、ASBJ スタッフは、償却に加えて必要に応じて減損テストを組み合わせたアプローチの方が、(IAS 第 38 号の要求事項と整合的に) 自己創設のれんの財政状態計算書への認識を排除することを通じて、財政状態の適正な表示を可能にするとともに、関連する期間における収益と費用の対応関係をより適切に表現できると考えている。

IFRS 第 3 号 (2004 年)の審議中に、取得したのれんの価値が減少していくパターンと期間について十分に信頼性をもって予測できるのかどうか議論された。十分な確度をもってこれらを判断することが困難であることが、のれんの償却が棄却された理由の一つであった。IASB は、堅牢で運用可能な減損テストは、償却アプローチよりも有用な情報をもたらすと結論付けた。しかし、他の無形資産については、IASB は、資産の耐用年数が確定できるか否かを評価するよう企業に求めている。耐用年数が確定できないと評価された場合においては、当該資産は償却されないが、毎年及び無形資産に減損の兆候がある場合はいつでも、減損テストを行われなければならない。

[Q5-1] 償却に関して、のれんに対して他の無形資産と同じアプローチを採用する概念上の理由があると思いますか。

- はい
- いいえ（論拠を記載）：

IAS 第 38 号は、企業が資産に具現化された将来の経済的便益を費消することを期待する期間について予見可能な限度が存在しない場合、耐用年数を確定できない無形資産について償却を要求していない。これは、当該資産について、例えば恣意的に算定した最長期間にわたって償却することは、忠実な表現とされないと考えられるためである。

質問 4 に対する回答に記載した通り、ASBJ スタッフは、のれんが概ね超過収益力を表すものであるとすれば、その価値は競争を通じて期間の経過に応じて減価すると考えている。ASBJ スタッフは、その場合、減価する期間について予見可能な限度がないとは必ずしもいえないと考えている。ASBJ スタッフは、このため、取得のれんが耐用年数を確定できない無形資産に該当するとは考えていない。仮に取得のれんについて耐用年数を確定できない無形資産と同様の会計処理を行う場合、その価値の減少部分が財務報告に反映されなくなる可能性がある。

ASBJ スタッフは、取得のれんが費消される期間を予測することは困難である旨は認識している。他方、減損テストを通じて減価部分を継続的に識別することは殆ど不可能である。このため、両者を勘案した結果、ASBJ スタッフは、取得のれんについて、必要な場合に減損テストを要求するとともに、それが費消されることが見込まれる期間にわたって償却する旨を要求することがより合理的であると考えている。

IAS 第 36 号「資産の減損」では、同基準に従って認識したすべての減損損失について、最後に減損損失が認識された後に回収可能価額を算定する上で用いた見積りに変更があった場合には、戻し入れることを要求している。但し、唯一の例外として、のれんの減損損失は戻し入れてはならないとしている。同基準では、「のれんの減損損失を認識した期の後の期間におけるのれんの回収可能価額の増加は、取得したのれんについて認識した減損損失の戻入れではなく、自己創設のれんの増加である可能性が高い」と述べている。

[Q5-2] のれんの減損損失の戻入れの禁止に関して、何か懸念がありますか。

- いいえ
- はい

あなたの意見の論拠を説明して下さい：

取得のれんの減損については、当該金額（現金を対価とした企業結合の場合、資金流出額）を費消される期間にわたり配分することによって、包括利益計算書において、費用と収益を対応させることを可能とするものであるという考え方がある。この場合、減損は再評価ではなく、取得原価主義における費用配分の一手法と見做される。さらに、減損がされた場合、減損損失控除後の残高が新たな取得原価になるという考え方もある。このような考え方によると、たとえのれんについて減損損失が認識された後の期間においてその回収可能価額が上昇したとしても、減損損失の戻入はされるべきでないと考えられる。

さらに、取得のれんに関する減損損失の戻入は、回収可能価額についての事後の増加額を CGU における取得のれんの増価に関する部分と自己創設のれんの増価に関する部分とに区分しない限り、自己創設のれんの認識につながってしまう。この点、ASBJ スタッフは、IAS36 号「資産の減損」の BC 第 189 項において説明されているように、これらの要素に区分することは不可能に近いと考えている。このため、ASBJ スタッフは、取得のれんの減損損失の戻入は禁止されるべきと考えている。

のれんの減損と経済サイクルを通じた償却の影響

米国では、のれんの償却の廃止に関する影響について説明を試みるために、いくつかの調査が実施された。当該調査では、次のことが明らかにされた。

- a. 財務諸表上ののれんの金額は増加した。
- b. 多くの場合、のれんが減損していると評価した時には、企業はのれんの 70 パーセント以上を評価減した。

最近の金融危機は、報告企業の基礎となる経済的実態を明らかにするために減損テストに重圧をかけるものとなった。不況時には、収益性の低下がのれんの減損を生じさせるのに十分なほど大きくなる可能性がある。これは、好況時におけるのれんの減損と償却の影響について人々に再考させることになる可能性もある。

のれんの減損は、のれんが創出した便益がすでに消滅している場合に発生することがある。このような状況では、IFRS 第3号の会計モデルはプロシクリカル（景気循環増幅的）となる可能性があるとの主張がされるかもしれない。企業が他の企業を取得する際に、のれんの償却や減損損失がない場合、企業の利益は、取得した事業及びシナジーが創出する利益によって増加する。したがって、好況時において、のれんの償却をしないと、企業結合の収益性が高いという誤った印象を与える可能性があると考えられる人々もいるかもしれない。このように収益性が高いとの見解によって、企業が事業により高い価格を支払うことを促し、購入したのれんがさらに多額に認識されることになるかもしれない。こうした景気循環増幅的な影響により、景気後退期により多額の減損が必要となり、景気後退の悪化がさらに進むことになる可能性がある。

他方、企業は営業利益の将来の下落を予期できるはずという理由で、のれんの減損テストに、理論上、経済サイクルの後退が見込まれるべきだと考える人々もいるかもしれない。このため、減損損失の報告は、営業利益が低い期間において頻繁に行われず、一般的には、悪い年度をさらに悪化させることにはならないだろう。この見解に従うと、減損テストが「予想損失」アプローチに基づいていると仮定すれば、減損テストは中立的又はカウンターシクリカル（反景気循環増幅的）でさえあるかもしれない。この見解では、財務諸表は経済サイクルを反映するものであり、それを推進するものではない。しかし、経済サイクルの後退は、あまりにも多くの偶発的な要因及び相互関係に左右されるため、予期することは容易でないと考えられるかもしれない。

最後に、財務諸表が景気循環増幅的行動に与える影響は小さなものに過ぎないと考える人々もいるかもしれない。むしろ、彼らは、景気循環増幅性は、広範囲で多様な情報源から集められた経済的見通しに関する情報の累積によってもたらされるものであると考えている。

[Q6] 償却が認められていない場合に、のれんの減損は景気循環増幅的と考えられると思いますか。それとも、のれんの減損は経済サイクルの通常の変動を表す（すなわち、「中立的」である）と思いますか。

- のれんの減損損失は「中立」である（そう考える理由を説明して下さい）。
- のれんの減損損失は景気循環増幅的である（そう考える理由を説明して下さい）。

あなたの見解の論拠を示して下さい：

のれんの減損は景気循環増幅的であると考えられる場合：

のれんの償却は景気循環増幅性の影響を削減すると思いませんか。

いいえ

はい

景気循環増幅性に関連した問題を克服する解決策が他にありますか。

いいえ

はい（説明して下さい）

IASB の概念フレームワークにおいて、一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである（OB2）。これは、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、情報提供を企業に直接に要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならないからである（OB5）。

概念フレームワークにおいて、有用な財務報告に対するコストの制約は認識されているが（QC35-QC39）、マクロ経済への影響は当該章において想定されているものよりも遥かに大きい概念である。

また、IASB のデュー・プロセスハンドブックにおいて、IASB は可能な影響の分析について検討し草案するに当たって、審議の過程において、影響度分析を考慮しなければならないが、基準の影響の

評価について正式な定量的な評価を行うことは稀でしかないという旨が説明されている。この点、マクロ経済への影響については、ハンドブックの説明において、必要なステップと位置付けられていない。

このため、会計基準基準設定主体は基準設定プロセスにおいて公式又は非公式に可能性のある結果について識別しようと通常努力するものの、ASBJ スタッフは、会計基準の開発はマクロ経済にどのような影響を与えるか（これには、特定の会計処理がマクロ経済に対して景気循環的な影響があるかを含む。）によって左右されるべきでないと考えている。

パート 3

のれんの減損テストの適用に関するコスト

論点の記述

減損テストのルールの適用は、IAS 第 36 号に従って多くの見積りが必要であるため、非常に困難である可能性がある。例えば、米国の企業は、幾度にわたって、のれんの減損テストの実施に関するコスト及び複雑性に関して懸念を表明してきた。FASB は、のれんが配分された事業単位を少なくとも毎年テストするという要求を修正している。

[Q7] のれんの減損テストの実施コストは大きいですか。

- いいえ
- はい。その場合、これらのコストがより大きく関連するのは、IAS 第 36 号の複雑性だと思いますか、それとも、減損テストを少なくとも毎年行わなければならないという点だと思いますか。
- IAS 第 36 号の複雑性との関連の方が大きい
- 減損テストの頻度との関連の方が大きい

[Q8] これらのコストは、財務アナリストにとっての情報の重要性に見合ったものだと思いますか。これらのコストが見合わない理由を説明して下さい。

- はい
- いいえ。理由を説明して下さい。

[Q9] のれんの減損テストを実施するコストの削減、又はのれんの減損に関する会計情報の目的適合性の向上は、どうすれば可能となると思いますか（具体的に記載）。

[Q10] IFRSs の適用の経験から、のれんの回収可能価額の見積りは、のれんの消費のパターンの見積り（耐用年数の見積りを含む）よりも難しい（また、負担が大きい）と思いますか。

- 回収可能価額の見積りが、最も負担が大きい
- 消費のパターンの見積り（耐用年数を含む）が、最も負担が大きい

パート 4

のれんの減損テストの適用に関する監査可能性

論点の記述

IAS 第 36 号では、企業結合で取得されたのれんを、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位グループ (CGUs) に配分することを要求している。その後、企業は、CGU の回収可能価額がその帳簿価額を下回るのかどうかをテストしなければならない。回収可能価額の見積りはとりわけ主観的であるため、一部の人々は、監査人が入手できる情報は経営者に比べて少ないことを踏まえ、監査人が経営者の主張に異議を唱えることは困難だと主張している。一部の人々は、減損損失が、損失認識の期間を任意に選択することを通じて、利益操作に利用される可能性がある」と指摘している。

[Q11] のれんを伴う減損テストについて、監査人が経営者の主張に異議を唱えることは難しいと思いますか。

- いいえ
- はい (困難と思われる領域を記載して下さい。)

[Q12] Q11 に対する回答が「はい」の場合、減損テストの監査可能性をどのようにして向上させられるのかに関する見解を記載して下さい。

パート 5

のれんの減損に関連する学術研究又は各種機関による研究調査

論点の定義

2001年のSFAS第141号や第142号及び2004年のIFRS第3号の公表後に、多くの学術研究又は各種機関による研究調査プロジェクトが実施された。これらは、のれんに対して減損のみを行うというアプローチが、財務報告の利用者に最も有用な情報を提供するのかどうか確認するためであった。これまでのセクションで示唆されているとおり、我々は、このトピックを調査している研究について限定的なレビューを行ったが、我々の調査目的上、最も目的適合性のある調査を見落としている可能性もある。

[Q13] あなたの法域において、のれんの減損の価値関連性及びのれんの会計処理の分析に関して、目的適合性のある調査が行われていますか。その場合、最も目的適合性のある調査の名称及び出所を明示して下さい。
